

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンター方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 件名
熊本地方合同庁舎 A 棟空気調和機修繕作業
- (2) 業務内容
熊本地方合同庁舎 A 棟の空気調和機部品の取替
- (3) 契約期間
契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- (4) 提出書類等の受領期限
令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）12 時 00 分まで
- (5) 見積書の受領期限
令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）17 時 15 分まで
- (6) 見積合わせの日時及び場所
日時 令和 7 年 12 月 2 日（火曜日）9 時 00 分から
場所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 九州財務局総務部合同庁舎管理官

2. 競争参加資格

- (1) 令和 7・8・9 年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」で、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、見積書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当局の競争参加資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 本件見積合わせに係る説明を受け、仕様書の交付を受けた者であること。
- (9) 本件見積合わせに参加するために必要な書類を期限までに提出し、当局の審査に合格した者であること。競争参加資格がないと認められた者には、令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時 15 分までに連絡する。
ただし、支出負担行為担当官から、見積参加資格がある旨確認された者であって

も、見積合わせの時までに見積依頼公告に掲げる競争参加資格のない者に該当することとなった者については、本見積合わせへの参加は認められない。

3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込等

(1) 問い合わせ、申出書等及び見積書提出先

〒860-8585 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
熊本地方合同庁舎A棟1階 九州財務局総務部合同庁舎管理官
電話096-353-6351（内線1101）

(2) 本件見積合わせに係る説明の期間及び場所

令和7年11月12日（水曜日）から令和7年11月27日（木曜日）まで
9時00分～12時00分 及び 13時00分～17時00分
（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟1階
九州財務局総務部合同庁舎管理官

(3) 申込みに当たって

見積書の提出を希望する者は、上記1.（4）に示す提出書類等の受領期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出し、本件に係る説明を受け、仕様書等を受領すること。

(4) 申出書等の提出方法

上記1.（4）に示す期限までに、上記3.（1）の提出先に、以下の書面を提出すること。

① 指名停止等に関する申出書（様式第1号）

② 誓約書及び役員等名簿（様式第2号、様式第2号（別紙））

(5) 見積書の提出方法

ア 見積書は、上記1.（5）に示す期限までに、「紙」により提出すること。

イ 提出方法は、持参又は郵送（簡易書留）によることとし、受領期限までに、必着すること。

ウ 契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4. 見積りの無効

次に該当する見積りは無効とする。

(1) 見積りに参加する資格を有しない者のした見積り

(2) 記名を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(5) 明らかに連合によると認められる見積り

(6) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積り

(7) その他見積に関する条件に違反した見積り

5. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出したもののうち、当局で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方とする。

なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を通知する。

6. 契約保証金
全額免除する。

7. 見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について公表する。

以上公告する。

令和7年11月12日

支出負担行為担当官
九州財務局総務部長 小川 恭史